

鳥取市身体障害者福祉協会等活動補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、鳥取市身体障害者福祉協会等活動補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本市において身体障害者（児）の福祉の充実及び障害者の自立と社会参加を促進する身体障害者福祉協会の活動を支援し、もって障害者福祉の増進に資することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる団体とする。

- (1) 鳥取市身体障害者福祉協会
- (2) 国府町身体障害者福祉協会
- (3) 福部町身体障害者福祉協会
- (4) 河原町身体障害者福祉協会
- (5) 用瀬町身体障害者福祉協会
- (6) 佐治町身体障害者福祉協会
- (7) 気高町身体障害者福祉協会
- (8) 鹿野町身体障害者福祉協会
- (9) 青谷町身体障害者福祉協会

(本補助金の算定等)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、広報費、大会参加費その他補助対象者の活動に必要な経費とする。ただし、国又は地方公共団体からの本補助金以外の補助金を充てる経費は除く。

- 2 本補助金の額は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）以内で補助対象者ごとに算定し、予算の範囲内で交付する。
- 3 本補助金の交付の対象となる期間は、本補助金の交付決定の日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(交付申請)

第5条 本補助金の交付申請は、活動計画書及び収支予算書を添付し、毎年8月31日までに行わなければならない。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に該当する場合以外の場合とする。

(補助金の交付)

第8条 規則第11条ただし書の規定に基づき、本補助金の交付は、概算払により交付できるものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に定める実績報告は、補助事業の完了の日から20日を経過する日までに行わなければならない。

(雑 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行し、平成13年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年6月21日から施行し、平成17年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年7月12日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。